

マイナンバーカードの健康保険証（組合員証・被扶養者証）としての利用について

1 利用申込について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用申込（原則、生涯1回）が必要です。

利用申込は、個別で行う必要があります。組合員のみが利用申込を行っても、被扶養者の利用申込を行ったことにはなりません。申込みは、スマートフォンアプリ「マイナポータル」やセブン銀行のATMで可能です。

2 事前確認について

(1) 医療機関等の確認

マイナンバーカードで医療機関等を受診する場合は、受診する医療機関が導入医療機関等であることを事前に確認するようお願いいたします。導入医療機関等の一覧については、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(2) 健康保険情報の確認

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みがお済みの方は、「マイナポータル」アプリにログインし、「わたしの情報」から「健康保険情報」にて「あなたの健康保険証情報」が正しく登録されているか確認後、マイナンバーカードで医療機関等を利用してください。

なお、「あなたの健康保険証情報」に正しい情報が登録されるまで、数日の期間を要するため、旧健康保険証の情報から変更されていない場合は期間をあげて再度確認をお願いします。

3 組合員資格取得時及び被扶養者認定時のマイナンバーの申告と被扶養者の取消について

共済組合員申告書等によりマイナンバーを申告していない場合は、当共済組合での資格情報が登録できないため、マイナポータルにて最新の「あなたの健康保険証情報」が照会できません。

また、扶養取消の申告が遅れたり、申告を行わなかったりした場合は、マイナポータルにて正しい健康保険証情報が照会できない可能性があります。

4 マイナンバー変更時について

マイナンバーカードの紛失等によりマイナンバーに変更があった場合は、共済事務担当課を通じて以下の手続きを行ってください。

- ・組合員の場合、「組合員個人番号届」の提出
- ・被扶養者の場合、共済被扶養者申告書（変更・訂正）の備考欄に変更理由と新しいマイナンバーを記入のうえ提出